

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年6月3日(2010.6.3)

【公開番号】特開2009-125447(P2009-125447A)

【公開日】平成21年6月11日(2009.6.11)

【年通号数】公開・登録公報2009-023

【出願番号】特願2007-305885(P2007-305885)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F	5/04	5 1 6 F
A 6 3 F	5/04	5 1 6 D
A 6 3 F	5/04	5 1 6 E
A 6 3 F	5/04	5 1 4 G
A 6 3 F	5/04	5 1 2 D
A 6 3 F	5/04	5 1 2 Z

【手続補正書】

【提出日】平成22年4月19日(2010.4.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

各々が識別可能な複数種類の図柄を変動表示可能な複数の可変表示領域のそれぞれに表示結果を導出表示させることができ可能な可変表示装置を備え、

遊技用価値を用いて1ゲームに対して所定数の賭数を設定することによりゲームが開始可能となるとともに、前記複数の可変表示領域の全てに表示結果が導出表示されたことにより1ゲームが終了し、前記複数の可変表示領域に導出表示された表示結果として複数の入賞ラインのうちいずれかの入賞ライン上に導出表示された図柄の組み合わせに応じて入賞が発生可能とされたスロットマシンであって、

所定の設定操作手段の操作に基づいて、遊技者にとっての有利度が異なる複数種類の許容段階のうちから、いずれかの許容段階を選択して設定する許容段階設定手段と、

少なくともいずれかの可変表示領域に表示結果が導出される前に、遊技者にとって有利な特別遊技状態への移行を伴う特別入賞及び該特別入賞以外の一般入賞を含む複数種類の入賞について発生を許容するか否かを決定する事前決定手段と、

前記一般入賞のうちの特定一般入賞の発生を許容する旨が決定されていることに応じて、前記複数の可変表示領域の表示結果として前記複数の入賞ラインのうちの第1の入賞ライン上または第2の入賞ライン上に前記特定一般入賞を発生させるための図柄の組み合わせを導出させる制御を行う導出制御手段と、

を備え、

前記事前決定手段は、

前記特定一般入賞の発生を許容する旨及び前記特別入賞の発生を許容する旨を同時に決定する第1の特別決定、前記特定一般入賞の発生を許容する旨、前記特定一般入賞と異なる特別一般入賞の発生を許容する旨及び前記特別入賞の発生を許容する旨を同時に決定する第2の特別決定を行うことが可能であり、

前記第1の特別決定がなされる確率と前記第2の特別決定がなされる確率との合算確率

に占める前記第2の特別決定がなされる確率の比率が、前記許容段階設定手段により設定された許容段階が前記複数種類の許容段階のうち第1の許容段階であるか、該第1の許容段階と有利度の異なる第2の許容段階であるか、に応じて異なる確率で前記第1、2の特別決定を行い、

前記導出制御手段は、

前記第1の特別決定がなされたときに、前記第1の入賞ラインに、前記第2の入賞ラインよりも高い割合で前記特定一般入賞を発生させるための図柄の組み合わせを導出させる制御を行い、

前記第2の特別決定がなされたときに、前記第2の入賞ラインに、前記第1の入賞ラインよりも高い割合で前記特定一般入賞を発生させるための図柄の組み合わせを導出させる制御を行う

ことを特徴とするスロットマシン。

【請求項2】

前記事前決定手段の決定結果に応じて複数種類の演出からいづれかの種類の演出を選択する演出種類選択手段と、

前記演出種類選択手段にて選択された種類の演出を実行する演出実行手段と、
を備え、

前記演出種類選択手段は、前記第1の特別決定がなされたときと、前記第2の特別決定がなされたときと、で異なる選択比率にて前記演出の種類を選択する
ことを特徴とする請求項1に記載のスロットマシン。

【請求項3】

前記事前決定手段の決定結果に応じて複数の異なるタイミングからいづれかのタイミングを演出開始タイミングとして選択する演出開始タイミング選択手段と、

前記演出開始タイミング選択手段にて選択されたタイミングで演出を開始させる演出開始手段と、
を備え、

前記演出開始タイミング選択手段は、前記第1の特別決定がなされたときと、前記第2の特別決定がなされたときと、で異なる選択比率にて前記演出開始タイミングを選択する
ことを特徴とする請求項1または2に記載のスロットマシン。

【請求項4】

前記事前決定手段は、前記特定一般入賞の発生を許容する旨を単独で決定する第1の一般決定、及び前記特定一般入賞の発生を許容する旨及び前記特定一般入賞と異なる特別一般入賞の発生を許容する旨を同時に決定する第2の一般決定を行うことが可能であり、

前記スロットマシンは、

前記第1、2の一般決定、前記第1、2の特別決定のいづれかがなされたときに、2以上の所定ゲーム数にわたる演出内容を決定する連続演出内容決定手段と、

前記第1、2の一般決定、前記第1、2の特別決定のいづれかがなされた後、前記所定ゲーム数にわたり前記連続演出内容決定手段にて決定された演出内容に基づく連続演出を実行する連続演出実行手段と、

前記連続演出が開始した後、前記所定ゲーム数に到達する前に新たに特定一般入賞の発生を許容する旨が決定されたときに残りの演出内容を変更する演出内容変更手段と、
をさらに備える

ことを特徴とする請求項1～3のいづれかに記載のスロットマシン。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

本発明のスロットマシンは、請求項1～4のいづれかに記載のスロットマシンであって

、 ゲームの制御を行う遊技制御手段（メイン制御部41）を搭載した遊技制御基板（遊技制御基板40）と、

ゲームの進行に関わる信号を出力する第1の電子部品と遊技の進行に関わる信号が入力される第2の電子部品とのうち少なくとも一方を含む遊技用電子部品（投入メダルセンサ31）と、

コネクタ（基板側コネクタ620aとケーブル側コネクタ610a / 基板側コネクタ621aとケーブル側コネクタ611a / 基板側コネクタ622gとケーブル側コネクタ612g）同士での接続により着脱可能に前記遊技用電子部品（投入メダルセンサ31）と前記遊技制御基板（遊技制御基板40）との間に設けられ、前記遊技用電子部品（投入メダルセンサ31）と前記遊技制御基板（遊技制御基板40）とを電気的に接続するための配線（ケーブル600a、601g）と、

前記配線とコネクタ（基板側コネクタ621aとケーブル側コネクタ611a / 基板側コネクタ622gとケーブル側コネクタ612g）同士で接続され、前記遊技用電子部品（投入メダルセンサ31）と前記遊技制御基板（遊技制御基板40）との間での信号の入出力を中継する中継基板（操作部中継基板110）と、

前記遊技用電子部品（投入メダルセンサ31）と前記遊技制御基板（遊技制御基板40）との間における前記配線上のコネクタ同士での接続を、該コネクタ同士での接続に関わる解除規制部位を破壊しない限り、解除不能とする接続解除規制状態を形成する電子部品接続解除規制手段（コネクタ規制部材）と、

を備え、

前記電子部品接続解除規制手段は、

前記遊技制御基板（遊技制御基板40）と前記中継基板（操作部中継基板110）との間における前記配線（ケーブル600a）のコネクタ（基板側コネクタ620aとケーブル側コネクタ610a / 基板側コネクタ621aとケーブル側コネクタ611a）同士での接続を解除不能とする第1の電子部品接続解除規制手段（コネクタ規制部材）と、

前記中継基板（操作部中継基板110）と前記遊技用電子部品（投入メダルセンサ31）との間における前記配線（ケーブル601g）のコネクタ（基板側コネクタ622gとケーブル側コネクタ612g）同士での接続を解除不能とする第2の電子部品接続解除規制手段（コネクタ規制部材）と、

を含む

ことを特徴としている。

この特徴によれば、遊技制御基板と中継基板との間における配線のコネクタだけでなく、中継基板と遊技用電子部品との間における配線のコネクタ同士での接続の解除が規制されることで、遊技用電子部品と遊技制御基板との間に設けられる配線の全てのコネクタ同士での接続の解除が規制される。これによりいずれかのコネクタを不正な打ち込み器具等のコネクタに差し替えて接続し、遊技制御基板に遊技の進行に関わる不正な信号を入出力させるといった不正行為を行うことが困難となるため、特別入賞が当選した状態に設定したスロットマシンを、例えば遊技店の営業開始時等において遊技客に提供するといった不正営業の実施等を効果的に防止できる。

また、電子部品接続解除規制手段により接続解除規制状態が形成されることで、コネクタ同士での接続を解除するためには解除規制部位を破壊しなければならず、これにより接続を解除した後に再度接続解除規制状態を形成することが極めて困難となり、かつ、手間がかかるため、上記不正行為をより効果的に抑制することができる。

尚、前記中継基板は、一の遊技用電子部品と遊技制御基板との間に1つ、または複数接続されていても良く、複数の中継基板が接続される場合において、前記電子部品接続解除規制手段は、一の中継基板と他の中継基板との間における前記配線のコネクタ同士での接続を解除不能とする第3の電子部品接続解除規制手段を備えることが好ましく、このようにすることで、遊技用電子部品と遊技制御基板との間に設けられる配線の全てのコネクタ同士での接続の解除が規制される。